

介護保険施設利用者の皆さんへ

施設利用の負担軽減について お知らせします

低所得の介護保険施設利用者の食費・居住費の軽減(負担限度額)

介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用する場合、介護サービス費用のほか、食費と居住費(部屋代)、および日常生活費が自己負担となりますが、食費と居住費は、収入等に応じて負担限度額が設けられています。

申請により負担限度額認定が行われると、下表の該当要件を満たす方は通常よりも食費・居住費が安くなります。

8月からの負担限度額認定証の申請受付について

7月まで有効の負担限度額認定証をお持ちの方には、すでに申請書類を送らせていただきましたが、申請は**8月4日(金)まで**にお願いします。

申請に必要なもの 申請書兼同意書、利用者本人の預貯金通帳のコピーまたは通帳原本(配偶者が健

在の場合のみ配偶者の分も必要)、旧認定証、印鑑、利用者本人のマイナンバーがわかるもの、申請者の本人確認のできるもの(運転免許証等)

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

申請に必要なもの 印鑑、医療保険の被保険者証、世帯全員の収入および預貯金等の金額がわかるもの(預貯金通帳等)

問 高齢者介護課
25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082
大滝 ☎ 55-0865
荒川 ☎ 54-2116

該当要件	負担額	軽減後の居住費<日額>			軽減後の食費<日額>
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階 ・世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者生活保護の受給者等	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ・別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税 ・預貯金等の資産合計が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	課税年金収入額、合計所得金額、および非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※ () 内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額。

介護保険料決定通知書を 発送します

平成29年度介護保険料決定通知書を7月中旬に郵送します。納付すべき金額と納付方法について記載してありますので、ご確認をお願いします。



要介護認定を受けている方へ 新しい「介護保険 負担割合証」を 発送します

現在お使いの介護保険負担割合証は、有効期限が7月31日(月)までとなっておりますので、8月1日(火)から一年間有効の割合証を、7月20日(木)に発送します。

問 高齢者介護課 ☎ 25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082
大滝 ☎ 55-0865
荒川 ☎ 54-2116

通話料無料! 防災行政無線の放送内容が聞きづらい場合は電話で確認ができます。

防災無線ダイヤル カクニンくん ☎ 0800-800-5747